三　航空機燃料譲与税法に関する事項
　航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の適用期限を令和四年度まで延長する等の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）
四　地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項
　法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税等の収納の事務について、地方法人特別税等を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七四七条の七から第七四七条の一二までの規定を追加することとした。（第二一条の二関係）
五　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に関する事項
　個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務について、森林環境税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七四七条の七から第七四七条の一二までの規定を追加することとした。（第二〇条関係）
六　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に関する事項
　1　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（特定ガス供給業を行う法人に限る。）の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に一〇〇分の六二・五の税率を乗じて得た金額とする等所要の措置を講ずることとした。（第七条関係）
　2　法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務について、特別法人事業税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七四七条の七から第七四七条の一二までの規定を追加することとした。（第二〇条関係）
七　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係
　1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条及び第一〇条関係）
　(一)　令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額一五四億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額七〇九億円並びに平成二〇年度分、平成二一年度分及び令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和四年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額二、四六〇億七、七〇八万二、〇〇〇円を控除した額とすることとした。
　(二)　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和四年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三六年度までに償還することとした。
　(三)　令和四年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二、〇〇〇億円について、その活用を取りやめることとした。
　2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の二及び別表関係）
　(一)　令和四年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置することとした。
　(二)　保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置することとした。
　(三)　特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。
　(四)　森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実することとした。
　(五)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。
　(六)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。
　3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）
　　令和四年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。
　4　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）
　　令和四年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。
　5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）
　(一)　震災復興特別交付税に充てるため、令和四年度分の地方交付税の総額に九二九億三、八七六万三、〇〇〇円を加算することとした。
　(二)　その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。
二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係
　自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金を廃止することとした。（第一条～第三条の三及び第五条関係）
三　この法律は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（内閣府本府）

1　国及び地方公共団体が津波対策に係る施設の整備等において特に配慮して取り組むべき事項として、地域の特性に応じた津波避難施設、津波避難施設への避難路等の整備の推進を追加することとした。（第一〇条第一項関係）
2　国及び地方公共団体は、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保その他の津波対策の推進に当たっては、情報通信技術の活用を通じて、これらをより効果的に行うよう努めなければならない旨の規定を追加することとした。（第一三条の二関係）
3　国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一条第二項関係）
4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第四号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係
　1　納税地の特例制度等について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第一六条及び旧所得税法第二〇条関係）
　(一)　納税地の変更に関する届出書について、その提出を不要とする。
　(二)　納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を不要とする。
　2　国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合の取扱いを法令上明確化することとした。（所得税法第四二条関係）